

子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）

（宛先）草加市長 宛て

裏面の【申請にあたって同意していただく事項】に同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。
証明書類は、リーフレット「幼児教育・保育の無償化」をご確認ください。保育を必要とする事由に応じ書類を添付し、枠内を黒のボールペンで丁寧に記入してください。
該当する□のチェックボックスに☑してください。

申請児童	フリガナ		保護者との続柄	生年月日（西暦）	学年・クラス （申請年度4月1日時点）
	氏名			年 月 日	☐ 0～2歳（満3歳） ☐ 年少 ☐ 年中 ☐ 年長
	利用施設名（幼稚園・認定こども園・認可外・一時預かり等）		施設所在地		利用・入園（予定）年月日
	①			（ ）都・道・府・県 （ ）市・区・町・村	年 月 日
	②			（ ）都・道・府・県 （ ）市・区・町・村	年 月 日
	保護者等の連絡先※連絡のつきやすい順番 （該当する□のチェックボックスに☑してください）		①（ ）	—	☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ 他（ ）
②（ ）			—	☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ 他（ ）	

保護者	フリガナ		申請児童との関係	生年月日（西暦）	保育を必要とする事由	
	氏名			年 月 日	☐ 就労（内定） かつ自営業で（ ☐ 中心者 または ☐ 協力者 ） ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護・看護 ☐ 疾病・障がい ☐ その他（ ）	
	現住所	〒340ー 草加市				母子世帯または 父子世帯 ☐

同居者状況（単身赴任者を含む） ※保護者、申請児童を除く	フリガナ 氏名	申請児童との関係	生年月日（西暦）	保育を必要とする事由
			年 月 日	☐ 就労（内定） かつ自営業で（ ☐ 中心者 または ☐ 協力者 ） ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 介護・看護 ☐ 疾病・障がい ☐ その他（ ）
			年 月 日	未就学児等で在園・申し込みをしている施設（保育園・幼稚園など）があれば施設名を記入してください。 施設名（ ）
			年 月 日	未就学児等で在園・申し込みをしている施設（保育園・幼稚園など）があれば施設名を記入してください。 施設名（ ）
			年 月 日	未就学児等で在園・申し込みをしている施設（保育園・幼稚園など）があれば施設名を記入してください。 施設名（ ）
			年 月 日	未就学児等で在園・申し込みをしている施設（保育園・幼稚園など）があれば施設名を記入してください。 施設名（ ）

市外から転入の方は、転入前の自治体で課税（非課税）証明書を発行の上、草加市保育課にご提出ください。 （両方に☑の方は両年度の課税（非課税）証明書の提出が必要になりますのでご注意ください。） ※新3号認定を申請する方または副食費免除対象者に該当される方（幼稚園在園者のみ）はご提出ください。詳しくはリーフレットをご確認ください。	
☐ 前年1月1日時点で住所が市外の方（ ）市・区・町・村 ⇒	前年度の課税（非課税）証明書（写し可）
☐ 本年1月1日時点で住所が市外の方（ ）市・区・町・村 ⇒	本年度の課税（非課税）証明書（写し可）

※副食費免除対象であっても、必要書類の提出がない場合には対象となりませんのでご注意ください。

草加市記入欄	
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
認定要件	

年 月 日 記入

認定（変更）希望年月日 ※原則、申請日の翌月1日から認定		
年 月 日 から		
認定種別（該当する□のチェックボックスに☑してください）		
☐	☐	☐
新1号	新2号	新3号
対象者		
①3歳に達する前日から対象。 ※預かり保育利用料は無償化対象ではありません。	①申請年度4月1日時点で3歳に達している。 ②預かり保育を利用する。	①市町村民税非課税世帯に該当する。 ②申請年度4月1日時点で3歳に達していない。 ③預かり保育を利用する。
対象施設		
幼稚園 （新制度未移行）	・幼稚園（新制度移行園舎）、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業	
変更事由（変更がある場合のみ記入ください）		
☐ 認定種別 ☐ 保育を必要とする事由 ☐ 児童の氏名 ☐ 保護者の氏名 ☐ 住所 ☐ 保護者 ☐ 育児休業取得（予定） ☐ その他（ ）		

※母子又は父子世帯の方は、ひとり親を証明する書類の提出をお願いします。
※申請書提出日時点で草加市へ転入されていない場合は、下記に記入をお願いします。
【転入予定日】 年 月 日

受付	
窓口	
郵送	
区分	
新規	
変更	
草加市記入欄	

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 利用者の事務手続の便宜上、利用施設を経由して申請書、認定通知書、請求書等の受け渡しをすることがあります。ただし、希望されない場合は保育課へ申し出が必要となります。
- 申請内容の変更等には、申請書、必要に応じ保育を必要とする事由の証明書等の書類を提出することが必要となります。また、認定開始日は原則、書類の提出月の翌月からとなり書類の提出月前に認定開始日を過ぎることはできません。

※施設記載欄

受付年月日	年	月	日	対象児童入園（予定）日	年	月	日	入園（予定）
-------	---	---	---	-------------	---	---	---	--------

施設名		施設所在地	
担当者氏名		連絡先	(TEL・FAX番号)
備考			

草加市記入欄 【問い合わせ記録 等】

[illegible]